

当日配布資料

環境審議会資料に関する質問事項

〔資料1〕

p. 4

・温室効果ガス排出量の算定について

温室効果ガス排出量の算定方法について、令和3年度確定値算定に当たって詳細な業種ごとに算定したものを積み上げるよう見直しを行い、今後この方法による業種ごとの排出量の推移から具体的な施策検討に役立てていくとのことだが、この方法を令和2年度以前にも遡及適用して、排出量がどのように推移してきたかを現時点で見ることはできないか？

→(回答)

本日、昨年度改定いたしました第2次焼津市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）を当日配付資料として置かせていただいています。本計画の9ページに「温室効果ガス排出量の推移」の表を載せてございますが、注釈にありますとおり、2020年度（令和2年度）から新たな算定方法にて算定しております。

また、下部の「現状年度における基準年度との比較」の表ですが、現状年度（令和3年度）は上の表の数値を再掲し、基準年度である2013年度（平成25年度）につきましても、同様の算定方法により算定した場合の数値を載せ、基準年度比を表しております。

したがいまして、ご質問の令和2年度以前に遡及適用ということにつきましては、令和2年度と平成25年度は適用し、算定しておりますが、その間の年度（平成26年度から令和元年度）は、新しい算定方法での算定はしていない状況であります。

p. 7

・事業場敷地の緑化面積について

敷地面積に対する10%以上の緑地確保は努力義務か？

→(回答)

義務です。

市では、「焼津市みどりを育てる条例」を定めており、事業場敷地の緑化については、条例第16条において義務付けております。

焼津市みどりを育てる条例【抜粋】

(事業場敷地の緑化)

第16条 事業者(法人及び法人以外で事業を営む者をいう。)は、その事業活動等により、自然環境をそこなうことのないように努め、規則に定める基準により、当該事業場の敷地内に緑地を確保して樹木を植栽する等積極的に緑化の推進に関し、市に協力しなければならない。

2 敷地面積が500平方メートル以上の開発行為を行う者は、設計及び施行にあたり、あらかじめ当該区域の緑地の保全及び推進に関し、計画書を市長に提出し、協議しなければならない。

p. 11

- ・ごみ総排出量の目標値について

減少トレンドにあり既に最終目標値も大きく下回っているが、目標値見直しの予定はどうか？

→ (回答)

ご指摘の最終目標値ですが、第3次焼津市環境基本計画上の目標値でありますので、本計画(期間:令和5年度から令和14年度まで)の中間見直し時(令和9年度)に見直しを行います。実際の計画推進に当たっては、見直し時期にとらわれることなく、ごみ総排出量削減に向けて、意欲的な取り組みを進めてまいります。

p. 19

- ・地下水揚水量

地下水の塩水化や地盤地下が生じた場合の対応は、具体的に決まっているのか？

→ (回答)

地下水の塩水化や水位の観測及び調査は静岡県在所管となっており、市としては、県の条例に基づく(大井川地域)地下水利用対策協議会に対し定期的に報告をしています。

お尋ねの「地下水の塩水化や地盤地下が生じた場合の対応」については、市の立場としては現在も行っている県への報告に留まると考えますが、県としては、まず監視の強化と場合によっては自主規制等をお願いするなどの対策が考えられます。

〔資料 2〕

p. 11

・猛暑災害対策

令和 6 年度取組結果の評価で挙げられた「屋内熱中症対策としての熱中症指数計の効果検証」とは何で、これに対する施策・取組はあるか？

→(回答)

「屋内熱中症対策としての熱中症指数計の効果検証」とは、屋内での熱中症患者が多くなってきているということから、市民が過ごす自宅等での熱中症対策として、気温や湿度、輻射熱などの熱中症指数（WBGT）を表示し、危険水域に達した場合にアラームがなる機器を導入することで、熱中症対策の効果が得られるか検証するものになります。

令和 7 年度に、主に高齢者単身世帯及び民生委員児童委員を対象に、「熱中症指数モニター（みはりん坊ジュニア）」の効果検証を実施しております（現在アンケート回収待ちです）。また、上記とは別に、市民モニター募集（先着 50 名）もあわせて実施し、効果検証を行っております（現在集計中です）。

p. 14

・廃食用油の分別回収の PR

廃食用油の再生利用方法として、バイオディーゼル燃料のほか、最近では「持続可能な航空燃料（SAF）」も注目されているが、令和 6 年度取組結果の評価で挙げられた「廃食用油の分別回収の PR」に対する施策・取組はあるか？

→（回答）

ご指摘の「廃食用油の分別回収の PR」ですが、市民向けの冊子「家庭ごみ、資源物の分け方・出し方」で、廃食用油の適正処分や出された廃食用油の再利用について市民に PRするとともに、実際に集積所で、ごみ減量及び資源化を推進、市民の分別を指導して下さっている焼津市環境衛生自治推進協会支部長と、支部長会を通じて情報共有等を行っております。

また、集めた廃食用油の活用については、最新の知見に基づいた活用法を、地元企業の廃食用油の利活用に関する動向を踏まえながら、研究してまいりたいと思います。

p. 15

・プラスチックごみのリサイクル

熱エネルギーを有効利用した施設としてクリーンセンターの建設が記載されているが、現時点でプラスチックごみは主としてどのように利用されているのか？

→（回答）

集められるプラスチックには、「容器包装プラスチック」と「プラスチック製品」がありますが、「容器包装プラスチック」は日本容器包装リサイクル協会の再利用に向けたリサイクルルートに乗せられ、その6割ほどがコークス炉化学原料などにケミカルリサイクルされ、4割ほどがパレットなどに材料リサイクルされています。

また、「プラスチック製品」は市内中間処分業者により固形燃料化されサーマルリサイクルされています。

別添【静岡県の地下水塩水化に関するまとめ】

（過去の塩水化と現状）

過去には静岡県内で多くの地点で地下水の塩水化が確認されており、特に海岸部では海水浸入が大きな原因でした。昭和 53 年当時、塩水化が深刻な問題でした。

近年、対策が進んだ結果、塩水化している地点は減少傾向にあります。令和 5 年現在でも塩化物イオン濃度が 1000mg/L を超える地点が確認されています。

静岡市（静清地域）では、巴川河口から巴川沿いの清水区天王町付近まで塩水化が続いており、ここ数年大きな変化は見られません。

（静岡県による対策）

規制と自主規制—「静岡県地下水の採取に関する条例」に基づき、過剰な地下水採取による塩水化を防ぐための規制と自主規制が行われています。揚水設備の設置届出、取水基準の遵守、水利用の合理化、他の水源への転換努力などが含まれます。

監視測定—地下水位や塩化物イオン濃度の継続的な監視測定が行われています。地下水量の変動、地下水の流動方向、降水量や河川からの供給、揚水や涵養による影響などを把握し、塩水化の状況を監視しています。衛星画像解析による地盤沈下調査も実施されています。

水注入または揚水: 海岸部では、地下水位を上昇させるための水注入や、塩水化を抑制するための揚水による対策が検討されています。

地下水利用対策協議会: 静清地域では、静清地域地下水利用対策協議会が設立され、自主規制に努めています。

（今後の課題）

完全に塩水化が解消されているわけではなく、特に海岸部では継続的な監視と対策が必要です。今後の対策としては、監視体制の強化、効果的な水管理技術の開発、地域住民への啓発などが考えられます。